

第2節 訓練

災害活動の警戒、防御、行動、装備、施設等の総合力を活用し、消防業務を完遂するため、消防職、団員の訓練基本を定め、消防諸般の要求に適應させるものとする。

なお、訓練は逗子市消防安全管理要綱（昭和63年逗子市消防本部訓令第3号）に定める事項に従い、徹底した安全管理体制のもとに実施するものとする。

1 訓練、演習基本計画

- (1) 訓練及び演習は、警備課長及び分署長が実施上の重点を定めて樹立するものとする。
- (2) 施設の状況により各署で実施することが困難である訓練又は統一した指導を必要とする訓練の場合は警備課長が計画を樹立し、合同訓練として実施する。
- (3) 現場指揮要領及び配備された車両装備、資機材の操作を習熟させるための訓練は警備課長又は分署長が計画を樹立し、署所訓練として実施する。
- (4) 市内の消防事象及び消防対象物の特殊性から予想される大規模災害に対応するため、消防戦術に基づく行動及び広範な部隊運用が必要な演習は警備課長が計画を樹立し、実施するものとする。
- (5) 消防団の訓練、演習にあつては、消防団長と協議し、警備課長が計画を樹立し、実施するものとする。

2 基礎訓練

消防職員及び団員の自律心の養成に必要な礼儀、秩序の保持、職務上の言動、職務遂行上の適切な判断力の育成、消防ポンプ操法、消防救助操法の反復習熟については、逗子市消防訓練礼式、消防操法及び消防救助操法に関する規則（平成7年逗子市規則第8号）の訓練礼式に基づいて実施するほか、次によるものとする。

(1) 招集、出場訓練

- ア 非常招集に即応できるよう常に心掛ける。
- イ 消防団にあつては機関員を早急に確保し、乗車の定員に留意し、事故防止に努める。
- ウ 出場順路は使用水利、道路障害等を勘案し、火災状況を判断した方法をとる。
- エ 水利の選定は火点に近く水量豊富な水利に部署することを基本とし、先着隊は後着隊の部署に留意する。

(2) 水利統制訓練

消火栓使用時にあつては共倒れ防止に留意し、各隊の連携、連絡体制を訓練する。

(3) 人命救助訓練

検索等により探知し、救助を要する者の有無を短時間のうちに把握し、救出救護する訓練とする。

(4) 避難誘導、警戒訓練

延焼火災時の避難誘導の方法、飛火による延焼防止のための警戒体制について訓練する。

(5) 通信連絡訓練

無線通信の確保、情報受伝達の方法等について訓練する。

(6) 水損防止訓練

- ア 資機材の準備、搬送訓練
- イ サルベージシート等を利用しての被覆、導水、せき止め等の訓練を実施する。

ウ サルベージシートの折りたたみ方と継ぎ方の訓練を行う。

(7) 救急訓練

救急教育用資機材を活用して高度救命処置等の技術及び迅速的確な救急体制を確立するための訓練を行う。

3 総合訓練

大規模木造建物、中高層建物、都市災害、風水害、及び震災を想定した実践的な訓練を行うものとする。

4 訓練実施上の留意事項

- (1) 訓練は、個別又は適宜組み合わせで実施する。
- (2) 訓練は、可能な限り災害想定を設定し、時間経過及び災害進展状況を的確にして実施する。
- (3) 訓練は、地域特性のうえに立った状況を設定して実施する。
- (4) 訓練は、必要に応じ防災関係機関と連携して実施する。